

## 【参考資料】



## 1. 立地適正化計画防災指針に関する参考資料

令和5年度公表

表1 居住誘導区域から除外した災害ハザードエリア事例

| 県   | 市町村    | 立地特性                    | 想定災害               | 居住誘導区域から除外した災害ハザードエリア   | 備考  |
|-----|--------|-------------------------|--------------------|---|---|
| 青森県 | 七戸町    | 内陸部<br>中山間地             | 洪水氾濫<br>土砂災害       | <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>洪水浸水想定区域（計画・想定最大規模降雨）</li> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の居住誘導区域内に急傾斜地崩壊危険区域の一部と洪水浸水想定区域（想定最大規模）の一部が含まれるが、既存市街地として生活サービス施設が多く人口密度が高いこと、該当する急傾斜地崩壊危険区域においては対策工事が済んでいることから、都市機能の維持を目的とした居住誘導区域に設定</li> </ul>                        |
| 岩手県 | 二戸市    | 内陸部<br>上流部<br>中山間地      | 洪水氾濫<br>土砂災害       | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>地すべり危険区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>浸水想定区域（想定最大規模）</li> </ul>  | —   |
| 山形県 | 南陽市    | 内陸部<br>上流域<br>急斜面<br>盆地 | 洪水氾濫<br>土砂災害       | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>地すべり防止区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域</li> <li>浸水深 2.0m以上の浸水想定区域（想定最大規模）</li> <li>24時間以上浸水する区域（想定最大規模降雨）</li> <li>浸水深 0.5m以上の区域（計画規模）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>比較的大きい浸水により災害時に機能維持を要する都市機能が停止するおそれがあるエリアでは施設内への浸水を防止する機能の強化及び避難施設の配置検討を図る</li> </ul>  |
| 福島県 | 郡山市    | 内陸部<br>中流部<br>盆地        | 洪水氾濫<br>土砂災害       | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域</li> <li>河川整備の基本となる降雨規模（年超過確率 1/150）に基づく浸水深 1mを超える箇所</li> </ul>  | <p>河川整備の基本となる降雨規模（年超過確率 1/150）に基づく浸水深 1m 以下は緊急的な垂直避難や避難行動等のソフト対策により生命に著しい危害が生ずるおそれが少ないとされていることから誘導区域に含める</p>  |
| 茨城県 | ひたちなか市 | 臨海部<br>下流部<br>平地        | 津波<br>洪水氾濫<br>土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>浸水深 2.0m 以上の津波浸水予測範囲</li> </ul>  | <p>浸水深 2.0m以上津波浸水想定区域のうち、沿岸部の徒歩での避難が困難なエリアを除く範囲、那珂川緊急治水対策プロジェクトに基づく堤防整備・河道掘削等の治水対策及び堤防整備・河道掘削等とともに防災訓練の実施や避難マップの作成等による意識啓発等によりリスク低減の見込みのある区域は居住誘導区域に含める</p>   |
| 栃木県 | 宇都宮市   | 内陸部<br>丘陵地              | 地震<br>洪水氾濫<br>土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>砂災害特別警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>浸水想定区域</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域（水防法）、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水リスク想定区域（水防法に基づく指定河川以外）は、まちづくりにおいて重要な場所、地域拠点や良好な居住地形成を促進している場所を含んでいるため居住誘導区域から除外しない</li> <li>大規模盛土造成地は直ちに災害ハザードとなるものではないことから誘導区域に含める</li> </ul> |



| 県    | 市町村  | 立地特性                     | 想定災害               | 居住誘導区域から除外した災害ハザードエリア   | 備考  |
|------|------|--------------------------|--------------------|---|---|
| 埼玉県  | 秩父市  | 内陸部<br>上流部<br>丘陵地        | 洪水氾濫<br>土砂災害       | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域</li> <li>がけに近接している区域</li> <li>浸水想定区域（想定最大規模）</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>がけに近接している区域は、土砂災害警戒区域の要件を満たしながらも、調査時に住宅が未立地であるなどの理由により未指定となっているエリアも多いため、ハザードエリア相当区域として居住誘導区域から除外</li> </ul>                |
| 神奈川県 | 厚木市  | 内陸部<br>中流部<br>丘陵・台地、平地   | 洪水氾濫<br>土砂災害       | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>災害危険区域</li> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>左記区域が新たに指定された場合は、居住誘導区域から除外</li> </ul>   |
| 大阪府  | 忠岡市  | 臨海部<br>下流部<br>平坦地        | 津波<br>洪水氾濫<br>土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>想定浸水深 3m 以上の区域（2 階以上の浸水）</li> <li>土砂災害警戒区（指定前含む）</li> <li>想定浸水深 2.0m 以上津波浸水想定区域</li> <li>想定浸水深 3.0m 以上洪水浸水想定区域</li> <li>大規模盛土造成地</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>想定浸水深 3m 以上でも避難所等から半径 500m の区域は居住誘導区域に含めるものとして検討</li> <li>津波浸水想定区域は一般市街地における 3m 以上の浸水は見られないため除外しない</li> </ul>              |
| 岡山県  | 倉敷市  | 臨海部<br>下流部<br>丘陵部、平野部    | 津波<br>洪水氾濫<br>土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>土砂災害警戒区域（指定前を含む）</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域（未対策）</li> <li>浸水深が 2.0m 以上の津波浸水想定区域</li> <li>浸水深が 3.0m 以上の浸水想定区域（計画規模）</li> <li>大規模盛土造成地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による想定浸水深 2.0m 未満のハザードエリアは総合的な対策の実施を前提として居住誘導区域から除外しない</li> <li>浸水深が 3.0m 未満の浸水想定区域（計画規模）は積極的な対策を前提に居住誘導区域に含める</li> </ul> |
| 宮崎県  | 日向市  | 臨海部<br>下流部<br>山間部、平野部    | 津波<br>洪水氾濫<br>土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域設定にあたり、指定緊急避難場所から半径 500m 以内を要件として設定</li> <li>土砂災害警戒区域、洪水・内水浸水想定区域、津波浸水想定区域は防災対策の充実、早期避難率向上等を図り、居住誘導区域に含める</li> </ul> |
| 熊本県  | 熊本市  | 臨海部<br>下流部<br>丘陵地、台地、低平地 | 津波<br>洪水氾濫<br>土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>災害危険区域</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>津波災害警戒区域等、都市計画運用指針において災害リスクが高い地域として示される区域については、その区域指定の都度、居住誘導区域からの除外を検討</li> </ul>   |
| 岐阜県  | 各務原市 | 内陸部<br>中流部<br>丘陵部、台地、扇状地 | 洪水氾濫<br>土砂災害       | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>浸水深 1.0m 以上の浸水想定区域（計画規模）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の 2 階への垂直避難は容易ではない浸水深 1.0m 以上の区域を除外</li> </ul>  |
| 静岡県  | 島田市  | 中流部、下流部<br>山間地、台地、扇状地    | 地震<br>洪水氾濫<br>土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>地すべり防止区域</li> <li>浸水深 1.0m 以上の浸水想定区域（1/100 確率降雨）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 階の軒下が浸水し 2 階に避難することで命が助かる浸水深の目安として浸水深 1.0～ 2.0m が示されているが、より安全性を担保するため、浸水深 1.0m 以上を除外</li> </ul>                          |



| 県   | 市町村  | 立地特性         | 想定災害                     | 居住誘導区域から除外した災害ハザードエリア   | 備考  |
|-----|------|--------------|--------------------------|---|---|
| 静岡県 | 熱海市  | 臨海部<br>急傾斜地  | 地震<br>津波<br>土砂災害         | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>災害危険区域</li> <li>宅地造成工事規制区域</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水想定区域は住宅等の建築や開発行為等の規制を受ける災害レッドゾーンではなく、堤防整備や都市機能誘導区域への民間投資によりリスク低減が見込まれることから、居住誘導区域に含める</li> </ul>   |
| 静岡県 | 清水町  | 下流部<br>平坦な地形 | 洪水氾濫<br>土砂災害             | <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害危険箇所は法的な位置づけはなく、住宅建築の制限もないことから、現時点では居住を誘導する区域から除外しない</li> <li>市街化区域内における洪水浸水想定区域には、既に多くの居住や都市機能が分布し、地域コミュニティやこれからのまちづくりにおいて不可欠であり防災対策の充実を図りながら、居住誘導区域に含める</li> </ul>                               |
| 愛知県 | 東海市  | 臨海部<br>埋立地   | 津波<br>洪水氾濫<br>土砂災害<br>高潮 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域（上記以外）</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水のリスクがある区域（二級河川計画規模・想定最大規模）、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域は、ハード整備を含めた対策により水災害の防止・軽減する取組みをすることを検討することとし居住誘導区域に含める</li> <li>市域を100mメッシュで区分し、各メッシュにおける「都市構造上の重要性」と浸水想定等に基づく「災害リスク」に関する指標の該当数により、取組みの方向性を評価</li> </ul> |
| 愛知県 | 知多市  | 臨海部<br>埋立地   | 津波<br>洪水氾濫<br>土砂災害<br>高潮 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>災害危険区域</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>津波災害警戒区域は建築物の建築や開発行為が制限されるものではなく、津波に関する情報の収集・伝達や避難誘導計画の策定・防災知識の普及等の事前対策、津波からの防護のための維持・整備等を進め、居住誘導区域に含める</li> <li>高潮浸水予測マップ及び浸水実績区域は浸水被害防止対策や事前の情報周知の徹底等による避難体制の強化・充実により、居住誘導区域に含める</li> </ul>          |
| 愛知県 | 尾張旭市 | 内陸部<br>丘陵地   | 洪水氾濫<br>土砂災害<br>ため池堤防決壊  | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域、浸水想定区域は、適切な防災・減災対策を講じることで居住の安全性確保に努めることとし居住誘導区域に設定</li> </ul>   |

出典: 令和2年度に国の支援を受けて立地適正化計画防災指針を策定した防災コンパクト先行モデル都市12市町及び中部圏で令和3年度までの防災指針を策定した7市町の事例を整理



表2 居住誘導区域に重複する災害ハザードと防災指針に位置づけた取組事例

| 県   | 市町村 | 居住誘導区域に残る災害ハザード  | 防災指針に位置づけた取組  |
|-----|-----|--|---|
| 青森県 | 七戸町 | <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画・備蓄計画を強化する。</li> </ul> </li> <li>洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対し、浸水深を考慮した階層の建築を促す。</li> </ul> </li> <li>洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>誘導区域には設定せず、避難計画・備蓄計画を強化する。</li> </ul> </li> <li>土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>誘導区域には設定せず、居住の移転を促進する。</li> </ul> </li> </ol>  |
| 岩手県 | 二戸市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域（計画規模）</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>危険回避 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害リスクの高いエリアを居住誘導区域・都市機能誘導区域から除外</li> <li>浸水深の深い浸水想定区域から将来的な集落移転（検討）</li> <li>災害リスクの高いエリアにおける開発行為の抑制</li> </ul> </li> <li>基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業によるかさ上げの実施</li> <li>将来的な公共施設の移転（検討）</li> <li>避難路の整備の促進</li> </ul> </li> <li>防災体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の移転、改築、機能強化の推進</li> <li>避難所・防災マップの見直し</li> </ul> </li> <li>意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>防災マップ等を用いた防災意識の向上</li> <li>自主防災組織の設立・育成</li> </ul> </li> </ol>  |
| 山形県 | 南陽市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深 2.0m未滿の浸水想定区域（想定最大規模）</li> <li>24 時間未滿の浸水継続区域（想定最大規模降雨）</li> <li>浸水深 0.5m未滿の区域（計画規模）</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>災害の危険性への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>吉野川の改修</li> <li>池黒地区の急傾斜地崩壊対策</li> <li>溢水の危険性の高い地区の重点的な公共下水道（雨水）の整備</li> <li>災害の危険性の高い地区から居住誘導区域への移転等の補助</li> <li>内水による浸水被害の軽減・回避</li> </ul> </li> <li>避難環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定や土砂災害の危険性を踏まえた避難施設の配置検討</li> <li>災害の危険性の高い地区からより安全な避難施設への避難路の確保</li> </ul> </li> <li>災害情報の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の危険情報の早期発信</li> <li>ハザードマップの周知による災害の危険性の認識の向上</li> </ul> </li> </ol>  |
| 福島県 | 郡山市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備の基本となる降雨規模（年超過確率 1/150）に基づく浸水深 1 m以下の箇所</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>災害リスク回避の対策【事前防災】 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 氾濫域 <ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画におけるリスクの低いエリアへの誘導</li> <li>土地利用規制や土地利用とあわせた防災集団移転の検討</li> </ul> </li> <li>② 災害リスクの低減の対策（ハード） <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>阿武隈川緊急治水対策プロジェクト（阿武隈川の河道掘削等）</li> <li>福島県緊急水災害対策プロジェクト（逢瀬川の築堤護岸・河道掘削等）</li> <li>準用河川改修の実施</li> <li>普通河川改修の実施</li> <li>河川断面拡大による流下能力の向上（河道掘削・樹木伐採）</li> </ul> </li> <li>■ 氾濫域 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の構造上の工夫（ピロティ化等）や盛土等への支援策検討</li> <li>止水板の設置補助</li> <li>土のう設置の支援体制確保</li> </ul> </li> <li>■ 集水域 <ul style="list-style-type: none"> <li>郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（雨水貯留施設等の整備）</li> <li>下水道排水施設の整備（雨水幹線、雨水ポンプ場）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> |



| 県   | 市町村    | 居住誘導区域に残る<br>災害ハザード  | 防災指針に位置づけた取組  |
|-----|--------|--|---|
|     |        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水流出抑制施設の設置費用の一部補助</li> <li>・民間開発者による貯留浸透施設推進</li> <li>・排水路の整備（道路側溝、排水路の改修）</li> <li>・森林や優良な農地の保全</li> <li>・田んぼダムの推進</li> <li>・グリーンインフラの検討</li> <li>③ 災害リスク低減の対策（ソフト）</li> <li>■河川区域             <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易型河川監視カメラ等の設置</li> <li>・排水樋門の遠隔操作化</li> </ul> </li> <li>■氾濫域             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Dによる浸水リスクの視覚化</li> <li>・公園施設の構造上の工夫（高盛土等）による避難場所の整備検討</li> <li>・水位観測所への回転灯設置</li> <li>・道路冠水監視システム（ライブカメラ）の設置</li> <li>・内水ポンプの電源確保（電源の副次化・商用電源化）</li> <li>・洪水ハザードマップ掲載の主要な橋梁に名称看板の設置</li> <li>・避難案内看板設置</li> <li>・民間施設との災害協定（垂直避難場所、一時避難場所、車両避難所等）</li> <li>・水防資器材の適切な管理</li> </ul> </li> <li>■集水域             <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ、内水ハザードマップの普及啓発</li> <li>・住民による地区防災マップ作成の支援</li> <li>・住民によるマイタイムラインの作成の普及</li> <li>・テレビやコミュニティFM等情報発信体制の充実</li> <li>・地域防災リーダーの育成</li> <li>・避難所混雑状況の可視化</li> </ul> </li> </ul>                      |
| 茨城県 | ひたちなか市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深 2.0m 未満の津波<br/>浸水予測範囲</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難関連施設の整備</li> <li>■リスク対策：低減             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の補助</li> <li>・指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設の計画的な維持管理</li> <li>・避難所や病院，防災施設等重要給水施設への配水管の優先整備</li> <li>・各避難所の防災倉庫に備えた非常食糧，防災資機材の維持管理</li> <li>・基幹的防災備蓄倉庫の建設</li> <li>・津波監視カメラによる監視</li> </ul> </li> <li>② 公共施設等の整備</li> <li>■リスク対策：低減             <ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂川緊急治水対策プロジェクトに基づく治水対策及び堤防整備・河道掘削等河道の流下能力の向上</li> <li>・中丸川、本郷川の未改修区間の整備大川の河川改修</li> <li>・「中丸川流域における浸水被害軽減プラン」に基づく計画的な雨水幹線の整備</li> <li>・公園・学校における地表上貯留施設の整備及び各戸での浸透施設の設置促進</li> <li>・防災拠点となる公共施設の適切な維持管理</li> <li>・大規模盛土造成地の変動予測調査等</li> </ul> </li> <li>③ 防災教育・防災訓練の実施</li> <li>■リスク対策：低減             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会，防災関係機関、団体等の広範囲な参加による総合的な防災訓練の実施</li> <li>・学校における防災教育の実施</li> <li>・自主防災組織の自発的な防災訓練の支援</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画等の作成支援</li> <li>・旧耐震基準で建築された木造住宅への改修費補助</li> </ul> </li> </ul> |



| 県   | 市町村  | 居住誘導区域に残る<br>災害ハザード  | 防災指針に位置づけた取組  |
|-----|------|--|---|
|     |      |  | <p>④ ハザードに関する周知</p> <p>■リスク対策：低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線等の通信機器の適切な運用（無線通信機、戸別受信機の無償貸出、個別衛星電話、Em-Net 等）</li> <li>・新たな通信手段の導入による多様な情報伝達手段を確保（J-アラート、緊急速報（エリア）メール、安全安心メール、L-アラート、SNS 等）</li> <li>・防災マップ、津波や土砂災害等の各種ハザードマップ等を活用した防災意識の向上</li> <li>・津波避難マップを活用した避難ルートの周知及び避難時間の短縮</li> <li>・転入者への防災マップや防災情報受信案内等の配布</li> <li>・土地売買の仲介となる不動産事業者等に対する、窓口での指導及びホームページ等を通じた災害のおそれのある区域の周知</li> </ul> <p>■リスク対策：回避</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出・勧告による立地誘導</li> </ul>   |
| 栃木県 | 宇都宮市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域（水防法）、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水リスク想定区域（水防法に基づく指定河川以外）</li> <li>・大規模盛土造成地</li> </ul> | <p>【水災害・「備える」取組】</p> <p>① 施設・制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害ハザードエリアにおける開発抑制</li> </ul> <p>※ 都市計画法改正を踏まえた国の技術的助言等を参考に市街化調整区域の水害リスクがより高い地域の開発抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導施設の浸水対策促進（誘導支援策における浸水対策の要件化等）</li> <li>・都市計画制度を活用した浸水対策促進（再開発事業等における浸水対策を評価した容積率緩和）</li> <li>・農業用施設の適正管理・保全</li> </ul> <p>② 警防・水防体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集・集約体制の強化（庁内共有システム運用）</li> <li>・避難情報伝達体制の強化（登録制防災情報メール、防災ラジオ）</li> <li>・農業用ため池監視体制の強化</li> <li>・雨水幹線の水位監視の導入</li> <li>・河川監視の強化（水位計・観測カメラによる監視）</li> <li>・ハザードマップ等を活用した災害リスクの事前周知</li> <li>・風水害時に優先的に開設する避難所の周知</li> <li>・要配慮者利用施設における避難確保計画（防災体制、避難誘導方法等）の策定支援</li> <li>・地区防災訓練への支援</li> </ul> <p>③ 啓発活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防災教育への支援（学校や地域による意識啓発や災害時の行動等）</li> <li>・防災意識向上のためのPR活動の実施</li> <li>・浸水深さの電柱等への標示</li> <li>・住まいの防災対策の情報提供</li> <li>・建築物の浸水想定等を立体的に再現した3D表示等の先進技術を活用した防災対策の検討</li> </ul> <p>【水災害・「流す」取組】</p> <p>① 治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の整備（河道掘削、調節池整備等）</li> <li>・下水道の整備（雨水幹線整備）</li> <li>・施設の適切な維持管理（施設の計画的な更新、河川の土砂の除去等）</li> </ul> <p>【水災害・「貯める」取組】</p> <p>① 流域対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田んぼダム等の普及促進</li> <li>・既存調整池の活用</li> <li>・市街化区域の民有地における貯留・浸透施設の設置</li> <li>・市街化調整区域の小規模開発における貯留・浸透施設の設置</li> <li>・学校校庭における貯留・浸透施設の整備</li> </ul> |



| 県    | 市町村 | 居住誘導区域に残る<br>災害ハザード  | 防災指針に位置づけた取組   |
|------|-----|--|--|
|      |     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園における貯留・浸透施設の整備</li> <li>・その他公共施設における貯留・浸透施設の整備</li> <li>・道路における透水性舗装, 雨水浸透ますの設置</li> <li>② 土地利用対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の保全・活用（都市農地等）</li> <li>・森林の保全・活用</li> </ul> </li> <li>【土砂災害】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等を活用した災害リスクの事前周知</li> <li>・土砂災害防災訓練の実施</li> <li>・土砂災害危険箇所等点検による安全性確認等</li> <li>・土砂災害特別警戒区域等における土砂災害対策（急傾斜地の崩壊防止工事等）</li> </ul> </li> <li>【大地震（大規模盛土造成地）】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地（誘導区域等）の調査及び経過観察等による安全性確認等</li> </ul> </li> </ul>   |
| 埼玉県  | 秩父市 | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害リスクの緩和（低減）策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅などの耐震診断や耐震改修促進</li> <li>・密集市街地における建物の不燃化</li> <li>・民間の空き家・空き地の有効活用やパブリックスペースの確保</li> <li>・河岸浸食などのリスク調査</li> <li>・河川改修の要請</li> <li>・避難地・避難路の整備・確保</li> <li>・既存住宅の高上げ、既存水路の改修</li> <li>・土砂災害警戒区域等の指定、法面対策や砂防施設整備などの対策工を実施</li> <li>・宅地の安全性の調査</li> <li>・雪捨て場の確保</li> <li>・ため池ハザードマップの作成、ため池の維持、補強対策</li> <li>・緊急輸送道路の安全性評価や広域幹線道路における迂回路の確保、複線化の働きかけ</li> <li>・ドローンによる配送体制</li> <li>・避難確保計画の策定</li> <li>・避難地・避難路の整備・確保</li> <li>・久那、高篠、影森、吉田、旧大滝及び荒川西の各小学校区における迅速な避難情報の伝達</li> <li>・広域支援の体制</li> <li>・住民への確かな情報提供</li> </ul> </li> <li>② 災害リスクの回避策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、施設などの立地抑制の検討</li> <li>・住宅、施設などの移転促進の検討（防災集団移転・居住誘導区域等権利設定等促進事業の活用）</li> </ul> </li> </ul> |
| 神奈川県 | 厚木市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域（想定最大規模、計画規模）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険回避             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードエリアからの移住の促進</li> <li>・洪水浸水想定区域等、災害リスクの高い地区に立地する要配慮者利用施設の移転の促進</li> <li>・届出による居住誘導区域への立地誘導</li> </ul> </li> <li>② 基盤整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川、中津川等の河川整備（河道掘削等）</li> <li>・土砂災害特別警戒区域での土砂災害対策（砂防堰堤、急傾斜地対策工事等）</li> <li>・大規模盛土造成地における宅地擁壁等の危険度調査等</li> <li>・雨水貯留施設の整備</li> </ul> </li> <li>③ 住宅の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域における住宅の浸水対策等の促進</li> </ul> </li> <li>④ 防災体制の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる公共施設の維持管理</li> <li>・災害リスクの高い地区に立地する避難所の見直し</li> </ul> </li> </ul>  |



| 県   | 市町村 | 居住誘導区域に残る<br>災害ハザード  | 防災指針に位置づけた取組  |
|-----|-----|--|---|
|     |     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ビル所有者等に対する災害時の垂直避難への協力体制の確立</li> <li>• 要配慮者利用施設の避難確保計画等の作成支援</li> <li>• 各種団体における防災訓練の支援</li> <li>• 自主防災隊の育成・機能強化に対する支援</li> <li>• 災害に備えた備蓄の充実</li> <li>⑤ 機能継続               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 複合施設、医療機関等の施設整備における高上げや止水板設置、避難場所の確保等の推進</li> <li>• 都市機能継続のためのマニュアルの整備</li> <li>• 復旧復興計画の策定</li> </ul> </li> <li>⑥ 意識啓発               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種ハザードマップを用いた防災意識の向上</li> <li>• 学校を通じた児童・生徒の防災意識の向上</li> <li>• 誰もが分かりやすい災害情報の提供</li> </ul> </li> </ul>   |
| 大阪府 | 忠岡市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 想定浸水深 3m以上で避難所等から半径 500m の区域</li> <li>• 想定浸水深 3m 未満の区域</li> <li>• 想定浸水深 2.0m未満津波浸水想定区域</li> <li>• 想定浸水深 3.0m未満洪水浸水想定区域</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全域           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 防災訓練、防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習会等の実施</li> <li>• メディアとの連携体制の強化、防災情報配信サービスや SNS を活用した新たな情報伝達手段の利用推進</li> <li>• 多言語化や 3 日以上浸水が継続し、自宅避難が困難な地域表示等による防災マップの刷新</li> <li>• 災害リスク情報の周知啓発、災害リスクの情報提供</li> <li>• 空き家の適正管理に向けた啓発活動、危険空き家除却制度の創設検討</li> <li>• 町有建築物の効率的な耐震化、公園への備蓄倉庫やマンホールトイレ等の設置推進</li> <li>• 防災中枢施設の電力のバックアップ対策、自家発電設備等の充実、燃料の備蓄等</li> </ul> </li> <li>② 新浜地区           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報伝達訓練等による防災意識の醸成</li> <li>• 民間企業との一時避難地等の利用に係る協定推進</li> <li>• 防潮堤の液状化対策</li> <li>• 津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定推進</li> <li>• 防潮堤等の機能維持</li> </ul> </li> <li>③ 雨水排除機能の低下のおそれのある地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設の耐水化</li> <li>• 下水道施設の修繕・改築、安定した雨水排除及び効率的な事業の推進。</li> </ul> </li> <li>④ 3 日以上浸水が継続し自宅避難が困難な地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 備蓄等の災害対応方策の周知</li> <li>• 民間施設との一時避難地等の利用にかかる協定推進</li> </ul> </li> <li>⑤ 人口密度の高い浸水区域内           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定</li> <li>• 避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備の支援</li> <li>• 福祉避難所の確保</li> </ul> </li> <li>⑥ 子どもが多く居住する浸水区域内           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定</li> <li>• 福祉避難所の確保を推進します。</li> </ul> </li> <li>⑦ 高齢者が多く居住する浸水区域内           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備の支援</li> <li>• 福祉避難所の確保を推進します。</li> <li>• 津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定</li> </ul> </li> </ul> |



| 県   | 市町村 | 居住誘導区域に残る<br>災害ハザード  | 防災指針に位置づけた取組  |
|-----|-----|--|---|
|     |     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 3m以上の浸水が想定されている住宅地                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤等の機能維持に</li> </ul> </li> <li>⑨ 要配慮者施設が存在する浸水想定区域                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定</li> <li>・福祉避難所の確保を推進します。</li> </ul> </li> <li>⑩ 避難路が狭あい、踏切により分断される地域                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定</li> <li>・狭あい道路の解消・防災空間の確保を</li> <li>・道路の長寿命化対策</li> <li>・危険なブロック塀等の撤去の促進</li> <li>・住宅の耐震化</li> <li>・駅周辺の面的整備と併せて、東西に分断された都市構造の再構築</li> </ul> </li> <li>⑪ 避難所から 500m以上離れている地域                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定推進</li> </ul> </li> <li>⑫ 町内の雨水を排水できないおそれのある地域                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水浸透機能を高める取組を進める住民等への補助の創設検討</li> </ul> </li> <li>⑬ 洪水によって孤立するおそれがある地域                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地嵩上げ等に対する補助制度等の創設検討</li> <li>・民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定推進</li> </ul> </li> <li>⑭ 計画規模降雨において浸水が想定されている地域                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備や避難施設等の確保により安全度が高まるまで誘導区域への指定を見送り</li> <li>・宅地嵩上げ等に対する補助制度等の創設検討</li> <li>・民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定推進</li> </ul> </li> </ul> |
| 岡山県 | 倉敷市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深が2.0m未満の津波浸水想定区域</li> <li>・浸水深が3.0m未満の浸水想定区域（計画規模）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水災害に強い浸水対応型のまちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>■リスク対策：低減</li> <li>・主要排水施設の増強</li> <li>・雨水貯留施設の設置支援の周知・拡充（雨水流出抑制施設設置補助金）</li> <li>・住宅設計における浸水対策等の周知</li> <li>・浸水時緊急避難場所の整備・指定</li> <li>・避難地・避難路等の検討・整備（都市防災総合推進事業）</li> <li>・避難所等への誘導（まるごとまちごとハザードマップ等）</li> </ul> </li> <li>② 地震・津波に強い防災・減災まちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>■リスク対策：低減</li> <li>・狭隘道路の解消</li> <li>・市街地整備事業の推進（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）</li> <li>・無電柱化の促進</li> <li>・都市計画道路の整備</li> <li>・避難地・避難路等の検討・整備（都市防災総合推進事業）</li> <li>・大規模盛土造成地の安全対策の検討（宅地耐震化推進事業、大規模盛土造成地マップの周知）</li> <li>・不燃化・耐震化に向けた各種取組（建築物の不燃化・耐震化、ブロック塀の耐震化、道路・橋梁、上下水道・交通施設等の耐震化等）</li> <li>・津波に対する安全な建築物の情報提供（津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る技術的助言、津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針等）</li> <li>・高台避難地・避難路等の検討・整備（都市防災総合推進事業）</li> <li>・津波避難場所等の拡充（指定緊急避難場所、津波避難ビル）</li> </ul> </li> <li>③ まちづくりと連携した災害予防                     <ul style="list-style-type: none"> <li>■リスク対策：低減</li> <li>・国・県・市等の連携によるハード・ソフトを併せた治水対策・維持管理等（河川改修、河道掘削・樹木伐開、高梁川水害タイムライン等）</li> <li>・真備緊急治水対策プロジェクトの推進（小田川合流点付替え事</li> </ul> </li> </ul>   |



| 県   | 市町村 | 居住誘導区域に残る<br>災害ハザード  | 防災指針に位置づけた取組  |
|-----|-----|--|---|
|     |     |  | <p>業、小田川等の堤防強化、小田川の河道掘削、末政川等小田川支川の堤防嵩上げ、危機管理型水位計の活用、防災教育や防災知識の普及、水防体制の強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携した砂防関連施設の整備高潮堤防、水門、排水機場等の適切な維持管理</li> <li>・各種ハザードマップの随時見直し、周知の徹底（洪水・土砂災害、津波、内水等）</li> <li>・土砂災害警戒区域を表示する看板等の設置検討</li> <li>・自主防災組織への支援（自主防災組織活動支援事業）</li> <li>・協働による地区防災計画の策定（地区防災計画作成推進事業）</li> <li>・防災意識・知識向上のための教育・支援等（防災啓発事業）</li> <li>・マイタイムラインの策定支援</li> <li>・分かりやすい避難情報の提供（マスメディア、ホームページ、ソーシャルメディア、防災無線等）</li> <li>・防災意識の向上につながる資料の保存・活用</li> <li>・避難確保計画の作成支援</li> <li>・各種支援団体との災害対応のための連携協定の締結</li> <li>・がんばる中小企業応援事業費補助金（BCP 策定支援）の普及啓発</li> </ul> <p>■リスク対策：回避</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金</li> <li>・災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化</li> <li>・災害ハザードエリアでの土地利用規制・建築規制等に向けた検討</li> </ul> <p>④ 広域拠点の機能強化</p> <p>■リスク対策：低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷市阿知3丁目東地区第一種市街地再開発事業</li> <li>・倉敷駅周辺第二土地区画整理事業</li> <li>・環状道路（都）北浜日吉線の整備等</li> </ul> <p>⑤ 安全・安心な都市機能集積地の形成</p> <p>■リスク対策：低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能集積を促す面的事業による区画道路等の整備の検討</li> <li>・官民連携による市街地浸水対策の検討（雨水貯留施設の整備、透水性舗装、雨水浸透ますの設置等）</li> <li>・老朽化した道路・橋梁等の都市基盤の再整備や、下水道、公園等の都市施設の改修等</li> <li>・用途地域の変更に伴う防火地域等の指定の検討</li> </ul> <p>■リスク対策：回避</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災移転計画の作成支援</li> </ul> <p>⑥ 誘導施設の立地・整備に対する支援</p> <p>■リスク対策：低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導施設（医療施設、商業施設、金融施設）に対する雨水貯留施設の設置補助の検討</li> <li>・倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金制度の拡充検討</li> </ul> <p>⑦ 無秩序な市街地の拡散抑制</p> <p>■リスク対策：回避</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入の検討</li> </ul> |
| 宮崎県 | 日向市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域</li> <li>・洪水・内水浸水想定区域</li> <li>・津波浸水想定区域</li> </ul> | <p>① 地震・津波災害への取組方針</p> <p>■防災意識の向上と避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練及び防災講座の実施</li> <li>・防災組織の強化</li> <li>・高齢者等事前避難対象地域の早期避難体制の整備</li> <li>・災害情報の周知と多重化の推進</li> <li>・避難施設の整備</li> <li>・地区防災計画、個別避難支援プランの策定促進</li> <li>・津波災害警戒区域の指定検討</li> </ul> <p>■災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害低リスク区域への住宅等の立地促進</li> </ul>  |



| 県 | 市町村 | 居住誘導区域に残る<br>災害ハザード | 防災指針に位置づけた取組   |
|---|-----|---------------------|--|
|   |     |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化の促進</li> <li>・危険ブロック塀の撤去促進</li> <li>・空き家対策の推進</li> <li>・学校施設や市営住宅の耐震化等の推進</li> <li>・施工中の土地区画整理事業等の推進</li> <li>・道路整備の推進</li> <li>・細島港等の整備、耐震化の促進</li> <li>・上下水道施設の耐震化</li> <li>・都市公園の長寿命化</li> <li>・地籍調査の推進</li> <li>・中長期的な避難所機能を有する総合体育館の整備</li> <li>・災害時の広域避難体制の強化</li> <li>② 洪水災害対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災意識の向上と避難体制の整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練及び防災講座の実施</li> <li>・地区防災計画、個別避難支援プランの策定促進</li> <li>・避難確保計画の策定支援と施設と連携した避難訓練の実施</li> <li>・災害リスク情報の周知と多重化の促進</li> <li>・避難施設及び避難路の整備</li> <li>・河川水位情報の監視強化と住民への情報提供体制の整備</li> </ul> </li> <li>■災害に強いまちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害低リスク区域への住宅等の立地促進</li> <li>・普通河川の整備、維持管理の推進</li> <li>・県管理河川の整備促進</li> <li>・流域治水の推進</li> <li>・道路整備</li> <li>・水防体制の確立</li> <li>・防災重点ため池の耐震化</li> <li>・河川及び河川施設の適切な維持管理</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>③ 内水災害対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災意識の向上と避難体制の整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練及び防災講座の実施</li> <li>・地区防災計画、個別避難支援プランの策定促進</li> <li>・災害リスクの周知と多重化の促進</li> <li>・避難施設の整備</li> <li>・内水浸水区域の監視体制の強化</li> </ul> </li> <li>■災害に強いまちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害低リスク区域への住宅な都の立地促進</li> <li>・普通河川の整備、維持管理の推進</li> <li>・県管理河川の整備促進</li> <li>・排水路の整備と維持管理の推進</li> <li>・仮設排水ポンプ設置による内水被害低減対策</li> <li>・集団移転や土地区画整理事業等による宅地の高上げの検討と実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>④ 土砂災害対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災意識の向上と避難体制の整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練及び防災講座の実施</li> <li>・地区防災計画、個別避難支援プランの策定促進</li> <li>・避難確保計画の策定支援と施設と連携した避難訓練の実施</li> <li>・災害リスク情報の周知と多重化の促進</li> <li>・避難施設や避難路の整備</li> <li>・土砂災害警戒区域等の指定</li> </ul> </li> <li>■災害に強いまちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害低リスク区域への住宅な都の立地促進</li> <li>・土砂災害対策事業の推進</li> <li>・国道 327 号及び国道 327 号バイパスの整備促進</li> <li>・「日向市道路整備実施計画」に基づく市道整備の推進</li> <li>・国土保全の取組に対する支援</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |



| 県   | 市町村  | 居住誘導区域に残る災害ハザード   | 防災指針に位置づけた取組   |
|-----|------|---|--|
| 熊本県 | 熊本市  | ・浸水想定区域（洪水）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害リスクの高い区域の開発抑制</li> <li>○共通の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の災害対応力の強化を図る</li> </ul> </li> <li>○水害に関する取組方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道雨水事業等による内水対策を図る</li> <li>・避難所・避難路の充実を図る</li> <li>・開発許可等を厳格化する</li> <li>・地区外への避難を促進する</li> <li>・防災基盤等の充実を図る</li> <li>・河川整備の推進・啓発避難体制の強化を図る</li> <li>・民間建築物等の防災機能強化によるリスク回避を図る</li> <li>・浸水リスクの情報提供及び活動、避難計画の強化を図る</li> </ul> </li> <li>○地震に関する取組方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ施設の耐震化を図る</li> <li>・避難所の耐震化を図る</li> <li>・耐震改修・建替えを促進する</li> </ul> </li> </ul> |
| 岐阜県 | 各務原市 | ・浸水深 1.0m未滿の浸水想定区域（計画規模）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の災害リスクについて情報を発信（情報発信）</li> <li>・市全域で確実に避難できる取組を実施（避難対策）</li> <li>・災害による被害を軽減する防災施設を整備（ハード整備）</li> <li>・災害危険性が高い区域における被害を回避する取組を実施（危険回避）</li> </ul>   |
| 静岡県 | 島田市  | ・浸水深 1.0m未滿の浸水想定区域（1/100 確率降雨）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害危険性が低いエリアへの居住誘導</li> <li>・避難地・避難路等の整備</li> <li>・総合的な治水対策の推進</li> <li>・適切な避難行動の促進</li> </ul>  |
| 静岡県 | 熱海市  | ・津波浸水想定区域   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクの点検・観測・周知の強化（3 次元点群データの活用、情報提供や防災教育の推進）</li> <li>・津波リスク低減に向けた取組と進め方（「津波避難対策計画」（仮称）による施策検討、避難困難地区の解消、適切な避難行動の準備、避難阻害要因の改善、逃げ遅れへの対応）</li> <li>・災害に対する脆弱性改善に向けた取組と進め方（地区ごとの危険度の濃淡の明確化、まちづくりの中での脆弱性改善、都市計画や法規制の活用、復旧・復興の準備）</li> </ul>  |
| 静岡県 | 清水町  | ・土砂災害危険箇所<br>・洪水浸水想定区域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画等に基づく堤防整備等のハード整備や、ハザードマップ等による情報周知、避難体制整備等のソフト対策を組み合わせることで、リスクを低減</li> </ul>  |
| 愛知県 | 東海市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水のリスクがある区域（二級河川 計画規模・想定最大規模）</li> <li>・高潮浸水想定区域</li> <li>・津波災害警戒区域</li> <li>・大規模盛土造成地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな市街地の形成に係る防災対策</li> <li>・環境保全林の整備</li> <li>・無電中化の推進</li> <li>・雨水排水施設の整備・改修</li> <li>・河川・海岸堤防等の耐震化</li> <li>・河川の整備</li> <li>・高潮対策施設の整備</li> </ul> </li> <li>② ソフト対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な避難を促す情報伝達手段・伝達体制の確保</li> <li>・防災マップ等の更新・配布</li> <li>・自主的で適切な避難行動の促進</li> <li>・避難体制の強化</li> <li>・津波一時避難ビルの指定の推進</li> <li>・関係機関との連携強化</li> <li>・住宅浸水対策改修等工事費補助制度の継続実施・拡充</li> <li>・大規模盛土造成地の安全確認・確保の促進</li> </ul> </li> </ul>   |
| 愛知県 | 知多市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域</li> <li>・津波災害警戒区域</li> <li>・高潮浸水予測マップ及び浸水実績区域</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>・知多市土砂災害ハザードマップの配布・周知</li> <li>・宅地の盛土対策工事の検討</li> </ul> </li> </ul>  |



| 県   | 市町村  | 居住誘導区域に残る<br>災害ハザード               | 防災指針に位置づけた取組   |
|-----|------|-----------------------------------|--|
|     |      |                                   | (2) 津波災害<br>・津波に対する情報の収集、伝達<br>・津波防災教育・啓発、避難訓練<br>・知多市津波ハザードマップの配布・周知<br>(3) 高潮災害<br>・高潮対策事業<br>・高潮浸水予測マップの配布・周知<br>・避難誘導體制の整備<br>・避難に関する意識啓発<br>・建物の防災対策<br>(4) 浸水害・洪水災害<br>・知多市ハザードマップ（浸水実績図）の配布・周知<br>・避難誘導體制の整備<br>・避難に関する意識啓発<br>・河川維持修繕<br>・河川整備<br>・内水排除対策<br>・防災カメラの設置 |
| 愛知県 | 尾張旭市 | ・土砂災害警戒区域<br>・浸水想定区域<br>・大規模盛土造成地 | ① ハード対策<br>・洪水被害の減少に向けた施設整備（河川改修など、公共下水道事業の促進）<br>・雨流出抑制対策（調整池やため池の貯水等機能の維持確保、透水性舗装の整備促進）<br>・土砂災害対策（土砂災害防止対策、大規模盛土造成地対策）<br>② ソフト対策<br>・防災体制づくり及び防災教育（防災体制づくり、児童生徒等に対する防災教育、要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成支援）<br>・ハザードの周知（ハザードマップの更新及び周知、避難情報の迅速な伝達）                                     |

出典: 令和2年度に国の支援を受けて立地適正化計画防災指針を策定した防災コンパクト先行モデル都市12市町及び中部圏で令和3年度までの防災指針を策定した7市町の事例を整理



令和4年度公表  
令和5年度改定  
令和6年度改定  
令和7年度改定  
令和8年度改定

## 2. 用語集

| あ行           |  |
|--------------|--|
| 空き家等対策計画     | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。市町村が策定。   |
| 雨水管理総合計画     | 下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的として、当面・中期・長期にわたる下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画。                     |
| ウェーブセットアップ   | 波浪効果による潮位上昇のこと。碎波に伴い平均海面が上昇する現象のことを波浪効果といい、外洋に面して、沖合にかけて海底地形が急峻に変化している海域や波長の長い波浪が到達しやすい海域では、波浪効果による潮位上昇が顕著になる。 |
| 雨水浸透阻害行為     | 現況の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為。土地の形質変更、舗装、排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置、土地を締め固める行為等がある。                   |
| 雨水貯留機能       | 雨水を地表や地下などに貯める機能。  |
| 雨水貯留施設       | 雨水を地下に浸透させたり、地表や地下に貯留させたりすることで地表に水が溢れるのを防ぐ効果を有する施設。  |
| 液状化          | ゆるく堆積した砂の地盤が強震により地層自体が液体状になる現象。液状化が生じると、噴砂現象や建築物の沈下、地下埋設管やマンホールなどの抜け上がり現象が発生する。                                |
| L2<br>(エルツー) | 想定される最大規模の津波や洪水。発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害が想定される津波や洪水。  |
| L1<br>(エルワン) | 数十年から百数十年に一度、発生が想定される、比較的頻度の高い一定程度の津波や洪水。  |
| か行           |  |
| 海岸保全施設       | 海岸保全区域内にある津波や高潮等による海水の侵入又は海水による侵食から海岸を防護するための施設。堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤等がある。                                 |
| 海拔ゼロメートル地帯   | 土地の標高が海水面と同じレベル（0m）かそれ以下の地帯。洪水や内水氾濫、高潮で浸水被害を受けやすい。   |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域  | 川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の侵食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。   |

|                |  |
|----------------|--|
| がけ地近接等危険住宅移転事業 | がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う事業。市町村が事業主体となって移転者への既存住宅の除却や移転先住宅の建設費等の補助を行い、国は市町村に対し事業費の補助を行う。                               |
| 河川整備計画         | 河川整備基本方針に沿って、20～30年後の河川整備に関する目標を明確にして、河川の工事及び維持の両面にわたり具体的な内容を定めた計画。  |
| 河道閉塞           | 地震や火山噴火、豪雨などによって河川が堰き止められる現象。また、その地形。河川の周辺地域が水没するほか、決壊による二次災害も発生する。  |
| 急傾斜地崩壊危険区域     | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの、及び急傾斜地に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。市町村の意見を聞いて都道府県知事が指定。 |
| 協働防護           | 官民の関係者が集積する港湾において、気候変動に伴う海面上昇等への適応を図るために、自らの管理施設が直面するリスクを関係者が正しく認識した上で、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標に向かって一体となって取り組む考え方。国は、協議会、計画、協定制度をはじめとする「協働防護」の枠組みを令和7年4月に港湾法に位置付けた。             |
| 居住誘導区域         | 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画において市町村が指定。   |
| 業務継続計画（BCP）    | 災害時に自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。                               |



|              |   |
|--------------|---|
| 緊急安全確保       | 以下の2つの意味がある。<br>①(避難情報として)警戒レベル5緊急安全確保は災害が発生・切迫した状況で、住民などに命の危険から少しでも身の安全を確保するよう指示するために、市町村長が発令する避難情報。<br>②(避難行動として)主に①の発令時など、安全な避難ができない可能性がある状況下で命の危険から少しでも身の安全を確保するためにとる次善の行動。 |
| グリーンインフラ     | グリーンインフラストラクチャーの略。自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。   |
| 警戒レベル        | 災害時にとるべき行動や避難などの行動を促す情報を、災害の切迫度に応じて5段階のレベルで表したもの。   |
| 下水道施設の耐水化    | ハード・ソフトによる下水道施設の浸水対策のうちのハード対策。  |
| 建設型応急住宅      | 住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で家を得ることができないものに、建設し供与する住宅。   |
| 広域避難         | 市町村の区域を越えた避難場所への避難。   |
| 豪雨対策アクションプラン | 豪雨による流域の浸水対策を総合的に推進するための行動計画。   |
| 公共施設等総合管理計画  | 高度経済成長期に整備された公共建築物やインフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道等)について、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の適正配置を目指していくための基本的な考え方や方向性を定めた計画。   |
| 洪水氾濫         | 次の2つの意味がある。<br>①大雨により川から水があふれて氾濫すること(一般用語として使われる)。<br>②大雨により川が増水すること(主に土木用語として使われる)。  |
| 高齢者居住安定確保計画  | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、都道府県の住宅部局と福祉部局が共同で、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標、高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進等を定める計画。   |
| 高齢者等事前避難対象地域 | 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、国から指示が発せられた場合に、市町が避難を呼びかけるは事前避難対象地域で、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域。  |
| 高齢者等避難       | 災害が発生するおそれがある状況で、高齢者や障害のある方及びその支援者等に避難を促すために、市町村長が発令する避難情報。警戒レベル3。  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 国土強靱化計画          | 大規模自然災害等に備えた国土全域に渡る強靱な国づくりを推進するため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく計画。国は国土強靱化基本計画、国土強靱化基本計画を策定し、都道府県、市町村は国土強靱化地域計画を策定。 |
| 個別避難計画           | 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっていることを受け、在宅の避難行動要支援者ごとの避難計画を定めるもの。令和3年5月の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務となった。               |
| コンパクト・プラス・ネットワーク | 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりのこと。                                |
| <b>さ行</b>        |  |
| 災害危険区域           | 建築基準法第39条に基づき、地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度               |
| 災害に強いまちづくり計画     | 本ガイドラインでは都市計画マスタープラン、立地適正化計画防災指針、都市防災総合推進事業や住宅市街地総合整備事業の整備計画等、市街地の防災性向上を図ることを目的として策定する計画等を指す。                                    |
| 災耐化              | 建築物・構造物等を、地震・洪水・強風・積雪など自然力の作用に抵抗するように整備し、災害時にその機能を保持するという直接の防御対策   |
| 自主防災組織           | 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と規定されている。             |
| 止水板              | 豪雨や災害時に建物の中、地下などへ水が流れ込むのを防ぐ板。家の玄関やマンションのエントランス、地下鉄の入り口などに設置して地下に水が流れ込むのを防ぐ。  |



|             |  |
|-------------|--|
| 地すべり防止区域    | 地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した地すべり区域、地すべり区域に隣接する区域を包括する区域。地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為（地下水の誘致、排除、切土等）について制限される。                                     |
| 事前復興計画      | 復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を含めた総合的な計画を指す。  |
| 事前復興まちづくり計画 | 市町村において発生しうる災害による被災の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策をとりまとめたものをいう。   |
| 住生活基本計画     | 住生活基本法に基づく住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。国が定める全国計画と地方公共団体が定める計画がある。  |
| 償却・在庫資産     | 償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、構築物、機会及び装置、船舶、車両、工具、器具、備品等がある。<br>在庫資産とは、営業目的で保有する資産、または資産になる過程のもの。  |
| 浸水警戒区域      | 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく、200年に1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれが認められる土地の区域で一定の建築物の建築の制限をすべき区域。滋賀県知事が指定。 |
| 浸水継続時間      | ある地点において氾濫水が到達した後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示したもの。  |
| 浸水想定区域      | 川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域。   |
| 浸水被害防止区域    | 河川整備等の治水対策や、雨水を貯留・浸透させる流域対策を実施しても浸水被害が高頻度で発生すると見込まれる地域において、高齢者等の用配慮者をはじめとする方が予め被害を避けることができるようにすることを目的として、特定の行為について開発規制、建築規制を設ける区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条） |
| 森林整備計画      | 森林法に基づき、市町村が講ずる森林関係施策の方向、森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範を定める計画。市町村が定める。   |

|              |  |
|--------------|--|
| 水害リスクマップ     | 1/10～想定最大規模の洪水により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせたもので、年超過確率毎の浸水域を示した図。土地利用や住まい方の工夫の検討、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など流域治水の取組推進を目的とする。             |
| 垂直避難         | 洪水や土砂災害時において自宅・施設等の上階へ移動する避難方法。  |
| 水平避難         | 可能な限り災害の発生場所から遠くへと移動する避難方法。立ち退き避難とも言う。   |
| 3D（スリーディー）   | three dimensionsの略称で3次元（立体）を意味する。奥行と幅と高さがある画像表示を指す用語。  |
| 前線豪雨         | 寒気団と暖気団との境界線を前線といい、前線に伴って発生した著しい災害をもたらした顕著な大雨現象。   |
| 総合戦略         | まち・ひと・しごと創生総合戦略。地方における人口減少克服と活性化に向けた基本方針、政策を示す計画。国ではまち・ひと・しごと創生本部のもと、まち・ひろ・しごと創生基本方針、長期ビジョン・総合戦略を策定して施策を推進している。総合戦略は市町村においても策定されている。 |
| <b>た行</b>    |  |
| 第一次スクリーニング調査 | 大地震時等が発生した場合に滑动崩落のおそれのある盛土がどこに存在するかを把握するために行う調査。調査結果は大規模盛土造成地マップとして公表される。  |
| 耐火率          | ある区域の全建築物の建築面積に対する耐火建築物の建築面積の割合。市街地の燃えにくさや防火性能の指標として用いられる。   |
| 大規模盛土造成地     | 盛土の面積が3,000㎡以上の谷や沢を埋め立てて造成した土地、または盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の造成地をさす。  |
| 耐震改修促進計画     | 建築物の地震に対する安全性の確保と向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、建築物の耐震改修を促進するための計画。   |
| 第二次スクリーニング調査 | 大規模盛土造成地の安全性把握のために行う調査。造成年代調査と現地踏査を行った上で、安全性把握を行う優先順位を決める計画（第二次スクリーニング計画）を作成し、現地で地盤調査等を実施の上、地震時に盛土に滑りが発生する可能性の計算を行い、盛土の安全性について把握する。  |



|             |   |
|-------------|---|
| タイムライン      | 災害の発生を前提に、災害時に発生する状況を予め想定し「いつ」「誰が」「何をするか」に着目し防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画とも言う。被害の最小化につなげることを目的に策定する。2012年のハリケーン・サンディでは、ニュージャージー州を中心にタイムラインを活用した防災行動を行ったことで、被害軽減につながった。 |
| 耐浪化         | 建築物のRC化等、建築物を津波に耐えられる堅固な構造で建築すること。  |
| 地域公共交通網形成計画 | 公共交通活性化再生法に基づく、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針、対象区域、目標、実施する事業・実施主体、計画期間などを定めた計画。地方公共団体が策定する。   |
| 地域福祉計画      | 社会福祉事業法に基づく、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項等を定めた計画。<br>市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。                    |
| 地域防災計画      | 災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定される。   |
| 地区計画        | 建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画。都市計画決定が必要。  |
| 地区防災計画      | 平成25年の災害対策基本法の改正により創設された、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画づくりのための制度。   |
| 治水地形分類図     | 治水対策を進めることを目的に、国・都道府県が管理する河川の流域のうち主に平野部を対象として、扇状地、自然堤防、旧河道、後背湿地などの詳細な地形分類及び堤防などの河川工作物等を表示している主題図。土地の成り立ちを理解でき、そこから起こりうる水害や地震災害などに対する自然災害リスクを推定することが可能。国土地理院で公表。         |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 地理空間情報              | 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）とそれに関連付けられた様々な事象に関する情報、もしくは位置情報のみからなる情報。地理空間情報には、地域における自然、災害、社会経済活動など特定のテーマについての状況を表現する土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像等の多様な情報がある。 |
| 賃貸型応急住宅             | 住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で家を得ることができないものに、民間住宅を借り上げて供与する住宅。   |
| 津波災害警戒区域            | 津波が発生した場合に、住民等の生命、身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。警戒避難体制を特に整備する。津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定。   |
| 津波災害特別警戒区域          | 津波が発生した場合に建築物が損壊または浸水し、住民等の生命、身体に危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為及び一定の建築物の制限、用途の変更の制限をすべき土地の区域。津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定。   |
| 津波防災地域づくり推進計画       | 津波浸水想定区域内の土地利用や警戒避難体制の整備、津波防災地域づくりの推進のために行う事業等を規定。津波防災地域づくりに関する法律に基づき市町村が作成。   |
| 低炭素まちづくり計画          | 社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の構造の見直しなども含め温室効果ガスの排出量を抑える都市を形成していくための計画。   |
| 東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会 | 東海地方のゼロメートル地帯で計画規模を超える高潮や洪水による大規模且つ広域な浸水被害が発生した場合において、関係機関の連携などによって被害を最小化することを目的とし、平成18年11月に設置された協議会。国の地方支分部局、地方自治体、ライフライン事業者・施設管理者・指定公共機関等53機関で構成される。                                 |
| 特定避難困難区域            | 津波浸水想定区域や津波災害警戒区域のうち、避難対象地域外や避難対象地域内の津波避難ビル等への避難が困難となる地域。  |



|               |  |
|---------------|--|
| 都市計画基礎調査      | 都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるもの。都道府県が調査主体として実施。   |
| 都市機能          | 商業、業務、居住、文化、福祉、行政など都市における活動において必要な機能。  |
| 都市計画区域マスタープラン | 都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。都道府県が策定。  |
| 都市計画道路        | 都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。  |
| 都市計画マスタープラン   | 都市計画法において、「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする」、とされている。ここでいう「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を、「市町村マスタープラン」あるいは「都市計画マスタープラン」と称する。 |
| 都市構造          | 都市の姿を骨格構造として表現するもの。点「拠点」、線「軸」、面「土地利用」の3つの要素を概念的に捉えて図化され示される。   |
| 土砂災害警戒区域      | 急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域。   |
| 土砂災害特別警戒区域    | 急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。  |
| <b>な行</b>     |  |
| 内水氾濫          | 雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。雨水出水とも言う。   |
| 南海トラフ地震臨時情報   | 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に気象庁から発表される、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもの。                                 |
| 逃げなきやコール      | 離れた場所に暮らす高齢者等の家族に危険が差し迫った場合、家族が直接電話をかけて避難行動を呼びかける、登録型のプッシュ型メールシステム。  |

|                |  |
|----------------|--|
| 二線堤            | 本堤背後の堤内地に築造される堤防。控え堤、二番堤とも言う。本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす。   |
| 年超過確率          | 洪水の規模を示す場合に用いる指標。平均して何年に1度の割合でその値を超過する洪水が発生するかを示す。「年超過確率1/100の洪水」という場合、その規模を超える洪水が100年間に1回しか発生しないという意味ではなく、2年連続で発生したり、今年発生したりする可能性もある。 |
| 農業振興地域整備計画     | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業の振興を図ることが必要と認められる地域において、農業の健全な発展を図ることを目的に定められた計画。市町村が策定する。   |
| <b>は行</b>      |  |
| BCP（ビーシーピー）    | 事業継続計画（Business Continuity Plan）。企業が、テロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策等を記述した計画。  |
| 避難確保計画         | 水防法、土砂災害防止法に基づく、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画。対象となる要配慮者利用施設管理者が策定する。                                   |
| 避難可能距離         | 津波が到達するまでに避難できると考えられる距離。災害時の歩行速度に避難可能時間を乗じて算出。   |
| 避難可能時間         | 津波が到達するまでに避難ができる時間。津波到達予想時間から避難開始時間、避難場所までの移動に要する時間を減じて算出。   |
| フェーズ別高潮・暴風対応計画 | 台風に伴う高潮・暴風対策として、各種の気象情報等を活用して適切な段階（フェーズ）を想定し、それに応じた具体的な行動計画の内容や実施するタイミングを整理した計画。港湾管理者、海岸管理者が策定する。                                      |
| 復興計画           | 被災した自治体全域での復興に関する理念や目標、各種施策を総合的、体系的にとりまとめた計画のこと。   |
| 避難指示           | 災害が発生するおそれが高まった状況で、住民などに危険な場所から避難するよう指示するために、市町村長が発令する避難情報。警戒レベル4。   |
| 復興事前準備         | 平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。   |
| 復興まちづくり計画      | 市町村における被災地域全体を対象として、復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針、土地利用方針等をとりまとめた計画のこと。   |



|                   |  |
|-------------------|--|
| 不燃領域率             | 市街地の燃えにくさを表す指標で、市街地面積に占める耐火建築物の敷地及び幅員 6m以上の道路等の公共施設面積の割合。不燃領域率 40%以上となると最低限の安全性が確保された市街地、70%以上となると殆ども得ない市街地として評価される。                 |
| PRATEAU<br>(プラトー) | 国土交通省が整備を進めている、日本全国の 3D 都市モデルの整備・オープンデータ化プロジェクト。浸水想定区域図を 3D 都市モデルに重ねることで、避難場所の検討などの防災政策の高度化を図るといった用途を想定。                             |
| 防災移転              | 災害リスクを抱えた地域から、より安全なエリアへ住居や施設を移転するという、防災・減災対策の考え方。  |
| 防災移転支援事業          | 都市再生特別措置法第 109 条の 7 に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業のことを指す。災害の発生するおそれのある区域から移転者が居住誘導区域又は都市機能誘導区域へ住居又は施設を移転する場合、市町村が登記手続きを代行し、不動産取得税等の減免を得られる事業。 |
| 防災活動拠点            | 災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。   |
| 防災行政無線            | 国及び地方公共団体が構築している、非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とした通信網。  |
| 防災士               | NPO 法人日本防災士機構が認証する資格。地域の防災活動のリーダー役を果たすこと、災害時の応急活動や被災地支援活動等を行うことが期待されている。   |
| 防災指針              | 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の一部として、居住誘導区域内の防災対策を記載する項目。   |
| 防災集団移転促進事業        | 災害ハザードエリアから地方公共団体が整備する住宅団地へ、住居を集団的に移転する場合、事業主体である地方公共団体に住宅団地整備費や、移転元の買取補償等へ国が補助を行う事業。  |
| <b>ま行</b>         |  |
| マイタイムライン          | 水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したもの。個人や家族の防災行動計画。   |
| まちづくり協議会          | 地域の身近な課題の解決に向けて、地域住民等が一体となって課題解決に取り組む組織。   |
| 水災害               | 本ガイドラインでは、洪水、内水氾濫（雨水出水）、高潮及び土砂災害を指す  |

|              |  |
|--------------|--|
| 密集市街地        | 老朽木造建築物が相当含まれ、かつ道路などの公共施設の整備水準が低く、防災機能が確保されていない市街地。  |
| <b>や行</b>    |  |
| 遊水地          | 河川に接する土地の一部を堤防で囲み、その中を掘り下げて造る治水施設。洪水時の河川水位上昇に伴い、河川の水が上流側の越流堤から遊水地内に流れ込み、水を貯める。   |
| ユニバーサルデザイン   | 年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮した環境、建物、製品等のデザインをしようという考え方。  |
| 要配慮者利用施設     | 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。  |
| <b>ら行</b>    |  |
| リスクコミュニケーション | 自然災害に関するリスクを題材として、あらゆる関係者が、複数の主体間で行うコミュニケーション（情報共有、意見交換、協働など）。   |
| 立地適正化計画      | 都市再生特別措置法に基づき、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するためのマスタープラン。  |
| 流域タイムライン     | 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な防災行動を、流域などの単位で、時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）。複数の関係機関の防災行動を掲載。  |
| 流域治水         | 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。             |
| 流域治水プロジェクト   | 流域治水の考え方に立ち、河川整備に加え、流域の市町村などが実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導等、都道府県や民間企業等が実施する利水ダムの事前放流等、治水対策の全体像を示したもの。令和 3 年 3 月 30 日に全国 109 全ての一級水系等で策定・公表。 |



|             |   |
|-------------|---|
| レッドゾーン      | 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を指す。これに対し土砂災害警戒区域はイエローゾーンと言われる。<br>津波災害特別警戒区域のうち、特に迅速な避難が困難な区域で、住宅など市町村の条例で定める用途の建築とそのため開発行為に関して、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするために市町村の条例で指定する区域もレッドゾーンと言われる。 |
| <b>わ行</b>   |   |
| ワーク<br>ショップ | 住民参加型の活動形態のひとつ。地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、意見交換や共同作業を通じて地域社会の課題を解決するための改善計画立案や、取組推進のために行う。   |